

## 私立高等学校等授業料等減免事業補助金事務取扱要領

(昭和56年6月30日総務部長決裁)  
(一部改正 平成元年6月30日)  
(一部改正 平成22年3月31日)  
(一部改正 平成22年8月25日)  
(一部改正 平成23年3月15日)  
(一部改正 平成24年10月18日)  
(一部改正 平成26年4月1日)  
(一部改正 平成29年9月8日)  
(一部改正 平成30年4月1日)  
(一部改正 平成30年8月22日)  
(一部改正 令和元年7月1日)  
(一部改正 令和2年7月7日)  
(一部改正 令和3年4月1日)  
(一部改正 令和3年6月22日)  
(一部改正 令和4年7月29日)

私立高等学校等授業料等減免事業補助金に関する事務扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱（昭和56年岩手県告示第790号。以下「要綱」という。）によるほかこの要領によるものとする。

### 1 要綱第2第1項に定める児童生徒の保護者等は、次のとおりとする。

#### (1) 児童生徒に保護者がいる場合

保護者

#### (2) 児童生徒に保護者がいない場合

児童生徒（児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

### 2 不慮の災害の範囲等

要綱第2第1項(1)イ、(2)ア及び(3)イに定める不慮の災害の範囲等は、次のとおりとする。

#### (1) 範囲

火災、風雪害、地震及び水害とする。

#### (2) 被害の程度

住居又は家財の2分の1以上を損壊または消失若しくは滅失した場合とする。

#### (3) 認定方法

市町村長又は消防署長が発行する罹災証明書に基づいて認定する。

#### (4) 減免期間

12か月を限度とする。

### 3 家計の急変の範囲等

要綱第2第1項(1)ウ、(2)イ、(3)ウ及び(4)に定める家計急変の範囲等は、次のとおりとする。

#### (1) 範囲

児童生徒の保護者が、勤務する会社等から解雇された場合、自ら経営する会社等が破産・倒産し

た場合、不慮の事故等により死亡又は長期療養した場合、離婚した場合及び不慮の災害により被害を受けた場合

(2) 認定方法

事実発生日以降1年間の世帯収入の見込みにより認定する。

ただし、小学校又は中学校に在学する児童生徒について、家計急変した年度の翌年度以降においても減免を申請しようとする場合には、各年度において、家計急変した年度から当該申請しようとする日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度までの世帯収入の実績及び申請年度の世帯収入の見込みにより認定する。

(3) 減免期間

事実発生日の属する月の翌月から当該年度末までとする。

ただし、小学校又は中学校に在学する児童生徒について、(2)のただし書による認定を受けた場合には、事実発生日に在学する小学校又は中学校を卒業するまでとする。

4 要綱第2第2項の対象となる者は、入学金納入の日において、同規定に該当する生徒とする。

ただし、次の者に係る入学金は対象としない。

- (1) 高等学校等の全日制課程及び専修学校高等課程の転入学者又は編入学者
- (2) 過去に同減免補助を受けたことがある者

5 学校設置者は、保護者等から申請書等が提出された場合は、その他関係書類を添えて、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

6 前金払の額の範囲及び請求時期

要綱第7に定める前金払の額の範囲及び請求時期は、その都度定めるものとする。

7 添付書類

要綱に定める様式の添付書類は、次表のとおりとする。

要綱の様式	添付書類	様式	提出部数
第2号	1 授業料減免補助対象者一覧表	別紙1	1部
	2 入学金減免補助対象者一覧表	別紙2	1部
	3 減免対象要件に該当することを証明する書類 (写し)	証明する機関 の様式による	

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日において現に私立高等学校等に在学する生徒に係る私立高等学校等授業料等減免事業補助金に関する事務取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年9月8日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

第1条 この要領は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

第2条 要領3（1）のうち、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合」とあるのは、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合」と読み替えるものとする。

第3条 前条は、令和2年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

第2条 要領3（1）のうち、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合」とあるのは、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合」と読み替えるものとする。

第3条 前条は、令和3年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月22日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

第1条 この要領は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

第2条 要領3（1）のうち、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合」とあるのは、「自ら経営する会社等が破産・倒産した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合」と読み替えるものとする。

第3条 前条は、令和4年度末までに交付を決定するものについて適用する。